

東員町国土強靱化地域計画

令和3年3月

東員町

目 次

第1章 はじめに	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけと期間	2
第2章 基本的な考え方	3
1 目指すべき将来の地域の姿	3
2 基本目標	3
3 事前に備えるべき目標	4
第3章 脆弱性評価と強靱化の推進方針	5
1 脆弱性評価	5
2 評価結果を踏まえた推進方針	7
第4章 計画の推進	29
1 推進体制	29
2 進捗管理及び見直し	29
第5章 資料	30
1 リスクシナリオ別脆弱性評価結果	30
2 重要業績成果指標（KPI）	54

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨

【経緯】

- 平成25年12月 東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（国土強靱化基本法）」が成立、施行。
- 平成26年 6月 国土強靱化基本計画（国の計画）が閣議決定。あわせて地方公共団体における国土強靱化地域計画のガイドラインも取りまとめ。
- 平成27年 7月 三重県国土強靱化地域計画を策定。
- 平成30年12月 国土強靱化基本計画の変更、閣議決定。
- 令和 2年10月 三重県国土強靱化地域計画の改訂。

【国土強靱化基本法の主なポイント】

基本理念（第2条）

東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要。

国の責務（第3条）

国は計画を策定し、実施する責務を有している。

国土強靱化地域計画（第13条）

都道府県又は市町村は国土強靱化地域計画を定めることができる。

国土強靱化地域計画と国土強靱化基本計画との関係（第14条）

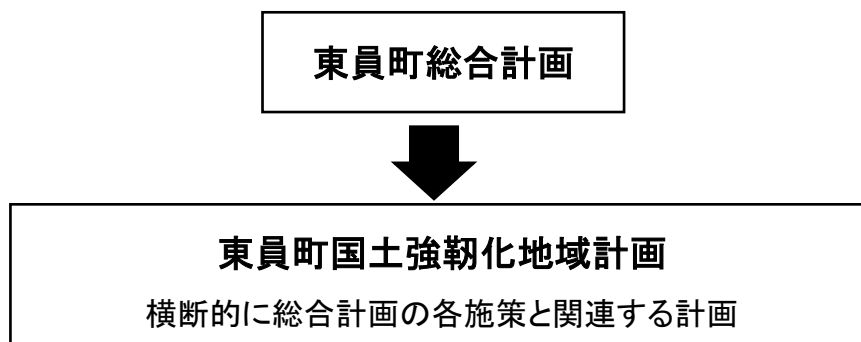
国土強靱化基本計画（国）と調和必要（基本法第14条）。

こうした経緯を踏まえ、国土強靱化基本法の目的の実現に向けて、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施するため、国や三重県の計画と調和を保ちつつ「東員町国土強靱化地域計画」を策定します。

2 計画の位置づけと期間

【東員町総合計画との関係】

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための指針として策定するものであり「東員町総合計画」に基づく計画です。



【計画期間】

本町の社会情勢等の変化や国、三重県における国土強靱化施策の状況を踏まえて柔軟に見直しを行います。なお、おおむね5年の計画期間とします。
(国の示すガイドラインにおいて、計画期間が限定されず将来にわたり継続する普遍的計画であるとの考えが示されています。)

第2章 基本的な考え方

1 目指すべき将来の地域の姿

第6次東員町総合計画では、町民が健康で活躍できる町「おみごと！があふれる町へ」を将来像に掲げ、そのために「かけがえのないもの」として「健康」「家族」「つながり」「学ぶ」「働く」「暮らしやすさ」の6つを掲げています。

この「かけがえのないもの」が災害によって失われないように強靱化を進めます。

健康活躍のまち東員町「おみごと！があふれる町へ」
(第6次東員町総合計画 将来像)

2 基本目標

国と県の計画を踏まえ、本町における強靱化を推進する上での基本目標として、次の4項目を設定します。

- I. 人命の保護が最大限図られること
- II. 東員町の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III. 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- IV. 迅速な復旧復興

3 事前に備えるべき目標

本計画の基本目標を達成するため、事前に備えるべき目標として、次の8項目を設定します。

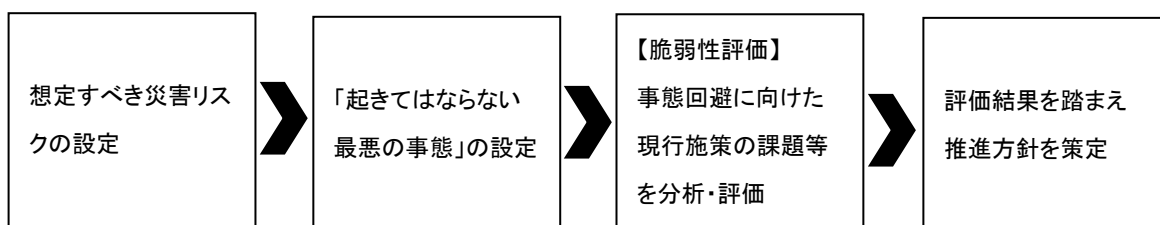
- 1 直接死を最大限防ぐ
- 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- 3 必要不可欠な行政機能は確保する
- 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- 5 経済活動を機能不全に陥らせない
- 6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

第3章 脆弱性評価と強靱化の推進方針

1 脆弱性評価

(1) 手順

脆弱性の評価は、本町を大規模自然災害等に対して、強くしなやかな地域にするため、本町が抱える課題・弱点(脆弱性)を洗い出し、現行施策について分析・評価するものです。本町の強靱化に必要な施策の推進方針を策定するためのプロセスとして、次の枠組みで実施しました。



(2) 町民生活・町民経済に影響を及ぼす想定すべき災害リスク

南海トラフ地震の発生が危惧され、30年以内の発生確率が引き上げられたこと、また、近年、台風に伴う大雨等による被害が甚大化する傾向にあること等を踏まえ、「大規模自然災害」を想定リスクとして捉えます。

(3) 「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」の設定

第2章で設定した「事前に備えるべき目標」を妨げる事態として、国と県の計画を踏まえ、仮に起きたとすれば致命的な影響が生じると想定される39の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

次項に4つの「基本目標」と8つの「事前に備えるべき目標」と合わせて体系的に整理しました。

(4) 目標別「起きてはならない最悪の事態」

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態			
I. 人命の保護が最大限図られること	1 直接死を最大限防ぐ	1-1	大倒壊	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	
		1-2	大火災	住宅地等、不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	
		1-3	浸水	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	
		1-4	土砂災害	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生	
		1-5	避難遅れ	避難行動の遅れに伴う多数の死傷者の発生	
	2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	物資、エネルギー停止	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	
		2-2	自衛隊、警察、消防等の不足	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	
		2-3	医療活動のエネルギー途絶	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	
		2-4	帰宅困難者	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱	
		2-5	医療施設、関係者不足等で医療麻痺	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	
		2-6	疾病、感染症発生	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	
		2-7	避難者の健康悪化	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	
	3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	治安悪化	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化	
		3-2	交通事故多発	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発	
		3-3	行政機能大幅低下	町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	
	II. 東員町の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること	4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	通信インフラ停止	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
			4-2	必要情報の伝達不能	災害情報が必要な者に伝達できない事態
	III. 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化	5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	企業等の生産力低下	サプライチェーンの寸断等による企業等の生産力低下
			5-2	企業等のエネルギー停止	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
			5-3	産業施設損壊	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
			5-4	輸送停止	基幹的陸上輸送の機能の停止による物流・人流への甚大な影響
			5-5	食料不足	食料等の安定供給の停滞
			5-6	異常湧水で生産活動の水不足	異常湧水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
	IV. 迅速な復旧復興	6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電気、ガス、石油停止	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
			6-2	上下水道の停止	上水道等の長期間にわたる供給停止
			6-3	下水道の機能停止	下水道等の長期間にわたる機能停止
			6-4	交通インフラ機能停止	交通インフラの長期間にわたる機能停止
			6-5	防災インフラ機能不全	防災インフラの長期間にわたる機能不全
	7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない		7-1	地震で大火災	地震に伴う市街地等の大規模火災の発生による被害の拡大
			7-2	建物倒壊で交通麻痺	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞及び交通麻痺
			7-3	ため池、防災インフラの損壊等	ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂による被害の拡大
			7-4	有害物質の流出	有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大
			7-5	農地等の荒廃	農地・森林等の被害による荒廃
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する		8-1	災害廃棄物の処理停滞	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	
		8-2	復興人材不足	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復興が大幅に遅れる事態	
		8-3	地盤沈下等で浸水被害	地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害等の発生により復興が大幅に遅れる事態	
		8-4	文化の衰退、損失	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	
		8-5	仮設住宅等の整備遅れ	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	
		8-6	風評被害等で大量の失業倒産	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による町内経済等への甚大な影響	

(5) 事態回避に向けた現行施策の課題等を分析・評価

「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」ごとに回避するための現行施策を三重県の計画を参考に抽出し、分析、評価及び脆弱性の洗い出しを行いました。(第5章 資料 P30～「リスクシナリオ別脆弱性評価結果」)

2 評価結果を踏まえた推進方針

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 大倒壊

住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

	対応方策	内容
1	住宅・建築物等の耐震化	耐震診断の受診を促進するとともに、補強が必要な場合の設計・工事への支援を行う。さらに、不特定多数が利用する物販店舗、公共施設等の大規模建築物について県と連携して耐震化を進める。また、災害に強いまちづくりを進めるため公営住宅等整備事業、住宅市街地総合整備事業、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業等を推進する。公共施設については、被災による災害対策拠点や指定避難場所等としての機能の低下を招かないよう、施設の安全かつ適正な管理及び、老朽化対策等の必要な改修、修繕に取り組む。
2	学校施設の耐震化	個別施設計画に基づく教育施設の適切な長寿命化の改修等に取り組む。
3	社会福祉施設の耐震化	障がい福祉サービス施設、高齢者関係施設、児童福祉施設等の耐震化等を促進する。
4	沿道構造物の倒壊防止等	沿道のブロック塀の倒壊防止、屋外広告板・窓ガラス等の落下防止等を促進する。
5	交通施設の耐震化	北勢線と三岐線の駅、高架橋、土木構造物などの耐震化や老朽化対策を促進する。

6	無電柱化の推進	道路の無電柱化を進め、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう、道路の安全性を高める。
7	避難路等の整備	避難計画に基づき、避難路等の整備を行う。また、避難時に自動車を用いることができない者は、徒歩等で避難することを前提に、避難経路や移動経路の整備に取り組む。
8	避難場所等となるオープンスペースの確保	大規模地震が発生した場合に、避難場所や活動拠点として利用できる公園等の整備及び公園施設の適切な長寿命化対策を進める。
9	継続的な防災訓練や防災教育等の推進	家具の転倒防止策や身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自治会等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。
10	町民による自発的な防災活動の促進	大規模災害時には公助のみでは対応が困難なことも想定し、町民の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する。
11	非常備消防(消防団)の救助体制の強化、人員の確保	大規模災害時で活動するため、非常備消防の人員及び装備資機材等の充実強化を進める。

1-2 大火災

住宅地等、不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

	対応方策	内容
1	民間事業者等との協定締結、密集市街地の改善	民間事業者等と給水活動等についての協定の活用による水利確保や、火災予防・被害軽減のための取り組みを推進する必要がある。また、地震発生時に、建物の倒壊や火災の発生により、特に大きな被害が予測される密集市街地において、地域住民等から、建物の更新を図り、避難地、避難路、公園等の防災施設を、その地域特性に応じて整備することを促進・支援する必要がある。
2	災害対応機関等の対応能力向上	救助機関と相互の連携を強化し、実践的な訓練の実施、防災関係機関等相互の連携強化、装備資機材の整備により災害対応能力の向上を図る。

3	常備消防・消防団の充実強化	消防の災害対応能力強化のための施設整備及び救急搬送体制の整備等常備消防の充実強化並びに消防団の充実強化を進める。
4	狭あい道路の整備促進	大規模火災時の延焼防止や消防車両等の通行確保を図るため、狭あい道路整備等促進事業を推進する。

1-3 浸水

突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

	対応方策	内容
1	河川堆積土砂の撤去	河川に堆積した土砂の撤去について、撤去必要箇所の優先度を検討し、緊急度の高い箇所から計画的に進める。
2	河川の点検と対策	河川を常時良好な状態に保つために、施設の点検を行い、施設の異常に対して対策措置を講じる。
3	ハザードマップの作成	洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水ハザードマップや内水ハザードマップ等の更新や作成等を進める。
4	町民による自発的な防災活動の促進	大規模災害時には公助のみでは対応が困難なことも想定し、町民の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する。
5	情報収集手段及び情報提供手段の多様化・確実化	非常時の通信手段となる防災行政無線の適正な維持管理及び町民の皆さんの迅速な避難行動を促すため、Jアラートによる緊急情報の伝達、行政メールやSNS等情報提供手段の多様化等を進める。
6	排水施設の機能確保	道路側溝及び農業用排水路の改良並びに雨水排水管網や雨水貯留池、雨水貯留槽の整備を進める。

1-4 土砂災害

大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

	対応方策	内容
1	情報収集手段及び情報提供手段の多様化・確実化	非常時の通信手段となる防災行政無線の適正な維持管理及び町民の皆さんの迅速な避難行動を促すため、Jアラートによる緊急情報の伝達、行政メールやSNS等情報提供手段の多様化を進める。

2	土砂災害防止施設の整備	土砂災害が発生した場合は、人家への被害のみならず、要配慮者利用施設、避難路、避難所となる公共施設や重要交通網の機能が損なわれるおそれがあるため、砂防設備等の土砂災害防止施設の整備に取り組む。
3	土砂災害警戒区域等に基づく警戒避難体制の整備	県が行う土砂災害警戒区域等の指定に基づき、警戒避難体制の整備を進める。
4	町民による自発的な防災活動の促進	大規模災害時には公助のみでは対応が困難なことも想定し、町民の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する。

1-5 避難遅れ

避難行動の遅れに伴う多数の死傷者の発生

	対応方策	内容
1	情報収集手段及び情報提供手段の多様化・確実化	非常時の通信手段となる防災行政無線の適正な維持管理及び町民の皆さんの迅速な避難行動を促すため、行政メールやSNS等情報提供手段の多様化を進める。
2	災害対策本部における体制の確保・強化	避難行動の遅れ等による人的被害を最小限に抑えるための情報収集・伝達を行うことができるよう、災害対策本部における体制の確保・強化を図る。
3	交通渋滞の回避	発災後に発生することが想定される交通渋滞による避難の遅れを回避する。
4	避難体制整備の支援	避難行動につながる情報を迅速に伝達するため、土砂災害警戒情報の提供等による警戒避難体制整備を進める。

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 物資、エネルギー停止

被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

	対応方策	内容
1	物資輸送ルート(陸路)の確保	災害発生時に人員や物資等の緊急輸送に係る交通(輸送)が確保されるよう、緊急輸送道路等に指定される各道路管理者と一体となり整備及び橋梁耐震化を推進する。
2	水道施設の耐震化等	大規模地震による被害を最小限に留めるよう、更新計画に基づき水道施設耐震化を進める。
3	燃料の備蓄の促進	各公共施設における燃料の備蓄やLPガス等の活用、自家発電設備、コージェネレーションシステム等の導入を促進する。
4	各家庭における備蓄量の確保	災害直後に各家庭で自活する備えとして、水や食料など個人備蓄に係る意識の浸透と定着をめざし、啓発活動を強化する。
5	交通渋滞の回避	交通渋滞により、災害応急対策等に従事する車両が避難所等に到達できない事態を回避するため、関係機関と連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する情報を把握し、交通対策への活用を進める。また、通行止めなどの交通規制及び渋滞等の情報を自動車運転者等に提供し、混乱地域の迂回や自動車による外出を控えるよう、町民の理解と協力を促す。
6	行政の食料・保存水等の備蓄	災害発生後に必要となる水や食料の備蓄を進めるとともに、事業者と物資提供の協力協定を進め流通備蓄を強化する。

2-2 自衛隊、警察、消防等の不足

自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

	対応方策	内容
1	常備消防の充実強化	消防の災害対応能力強化のための施設整備や広域連携体制及び救急搬送体制の整備などを支援し、常備消防の充実強化を促進する。
2	災害医療の体制整備	発災時に災害拠点病院等が連携して円滑に医療を提供できる体制及び災害医療コーディネーターによる災害医療のコーディネート機能が十分に発揮される体制を整備する。

3	消防団員等の 人材育成	災害発生時に的確に対応しうる消防力の確保、強化を図るため、消防団員に対する教育訓練の実施及び自主防災組織による活動を活性化するため、地域におけるリーダーの育成を進める。
4	合同訓練等の 実施	地域課題や重点的に取り組むべき課題などテーマに応じた実践的な訓練を実施し、災害対応機関等の対応力向上を図る。
5	住宅・建築物等 の耐震化	住宅・建築物の耐震化等を進め、負傷者の発生を抑制する。

2-3 医療活動のエネルギー途絶

救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

	対応方策	内容
1	災害時の石油 類燃料の確保	災害時における広域連携・支援体制を確立するため、民間事業者等との協力協定の締結・拡充を進める。 また、災害時に地域の石油製品供給の拠点となる災害対応型中核給油所(中核 SS) の燃料備蓄について、石油商業組合との協定の活用により促進する。
2	災害拠点病院 での電源確保	災害拠点病院が機能停止とならないよう、非常用発電装置の電源確保等の整備を促進する。
3	インフラの整 備・保全	エネルギー供給を支えるインフラの被災リスクを軽減するため、道路の防災対策や無電柱化、洪水・土砂災害・風水害対策、施設の老朽化対策等を着実に進める。

2-4 帰宅困難者

想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱

	対応方策	内容
1	インフラの整 備・保全	帰宅に必要な交通インフラの復旧を早期に実施するため、道路の防災対策や無電柱化、洪水・土砂災害・風水害対策、施設の老朽化対策等を着実に推進する。
2	交通渋滞の回 避	交通の安全と円滑を確保するため、信号機が滅灯した交差点に警察官を配置し、交通整理を実施する。また、通行止めなどの交通規制及び情報を自動車運転者等に時期を失することなく提供し、混乱地域の迂回や自動車による外出を控えるよう町民に理解と協力を促し、交通渋滞の緩和を図る。

3	一斉帰宅に伴う混乱の回避	鉄道・バスの運行、道路交通の現状及び見通しに関する情報、子どもの安否情報等を逐次、的確に得られる仕組みの導入や、住宅の耐震化など家族の安全を確認できる条件整備を進め、「むやみに帰宅しない」を実行することで、一斉帰宅に伴う混乱を極力回避する。
4	鉄道施設の耐震化	鉄道施設の被害を最小化するため、鉄道施設の耐震化を促進する。

2-5 医療施設、関係者不足等で医療麻痺

医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

	対応方策	内容
1	適切な医療機能の提供	地域内の病院、特に災害拠点病院や災害医療支援病院等がいざというときに機能不全に陥らないように、耐震対策の実施や、医療従事者の確保に向けた取り組みを進めるとともに、電源、水、医薬品等について十分検討のうえ、平常時から確保しておく、又は確保できる体制を整備する。 また、災害時においても病院が継続して医療を提供できるよう、全ての病院がBCPの考え方に基づく病院災害対応マニュアルを整備する。
2	インフラの着実な整備・保全	災害発生時に人員や物資などの緊急輸送に係る交通(輸送)が確保されるよう、緊急輸送道路等の整備及び橋梁耐震化や無電柱化を進め、迅速に道路啓開できるよう努める。また、緊急時の救助・救援を担う高規格幹線道路及び県管理道路等の整備推進などを働きかける。
3	交通渋滞の回避	交通渋滞により、緊急自動車が到達できない事態を回避するため、関係機関が連携した通行可否情報の収集等を行うとともに、必要な交通規制及び渋滞等の情報を自動車運転者等に時期を失せず提供する。また、緊急通行路の確保を行い、緊急車両を優先的に通行させたり、信号機の滅灯した交差点に警察官を配置することで交通渋滞の緩和を図る。

4	被災時の適切な活動体制の整備・人材育成	被災時に災害対策本部の下に保健医療調整本部を設置し、支援に参集した保健医療活動チーム等の派遣調整業務を行うなどにより、被災各地区の保健医療ニーズに応じた資源配分と、各保健医療活動チーム等が適切に連携して効率的に活動できる体制を構築する。
5	住宅・建築物等の耐震化	住宅・建築物の耐震化や外壁・窓ガラス等の落下防止対策、家具の転倒防止対策等に取り組む。

2-6 疾病、感染症発生

被災地における疫病・感染症等の大規模発生

	対応方策	内容
1	避難者の感染症対策	避難者に新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルス O157などが広まらないよう、避難所となる施設の衛生環境を災害時にも良好に保つ。加えて、避難所以外へ避難する者の発生を考慮し、正しい感染症予防の情報を浸透させるようにする。
2	下水道業務継続計画(下水道BCP)の更新、拡充	大規模災害発生時における災害対策活動に加え、通常業務のうち継続又は早期復旧の必要のある業務を、非常時優先業務として実施する態勢を確保するため、業務継続計画(BCP)の実効性を確保する。
3	下水道施設の耐震化対策	大規模地震による被害を最小限に留めるよう、下水道施設の耐震化を進める。
4	医療活動を支える取り組みの推進	医療活動を支える取り組みを着実に推進する。
5	衛生管理に必要な物品の確保	避難所等の衛生管理に必要な薬剤や備品について、備蓄や流通事業者等との連携により、災害時に的確に確保する。
6	住宅・建築物等の耐震化	住宅・建築物の倒壊による避難者の発生を抑制するために、住宅・建築物の耐震化を進める。

2-7 避難者の健康悪化

劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

	対応方策	内容
1	避難所における良好な生活環境の確保	避難所の良好な生活環境の確保に向けた資機材の準備を進めるとともに、老朽化対策、空調設備の整備、バリアフリー化、トイレ整備、自家発電設備など避難所としての機能強化を図る。
2	要配慮者への対応	一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れる施設となる福祉避難所とその運営体制を確保する。
3	町民による自発的な防災活動の促進	大規模災害時には公助のみでは対応が困難なことも想定し、町民の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する。
4	避難所における必要物資の確保	必要物資の備蓄を進めるとともに、避難所への円滑な物資輸送を実施するための体制の構築を進める。
5	避難所以外での避難者に対する支援	車中など避難所以外への避難者についても、その把握や支援が円滑に行えるよう、被災者台帳作成など事前準備を進める。
6	被災者のケア体制の構築	主に災害急性期亜急性期において、感染症の流行や静脈血栓閉栓症(いわゆるエコノミークラス症候群)、ストレス性の疾患が多発しないよう、また、災害亜急性期を過ぎ、復興の段階に進んだ後も、震災のトラウマ、喪失体験、将来への経済不安、人間関係やきずなの崩壊が影響を及ぼすメンタルの問題から被災者が健康を害することがないように、保健所をはじめ、県、行政、医療関係者、NPO、地域住民等が連携して、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築する。
7	防災拠点の耐震化	災害時に防災拠点となる庁舎等について、被災による行政機能の低下を招かないよう、耐震化及び老朽化対策等の必要な改修、修繕に取り組む。
8	被災時の医療確保	かかりつけ医が被災した場合や広域避難時においても、他の医療機関で被災者の投薬歴等を参照し、適切な処置を行う。
9	発災後の住まいの多様な供給に向けた取り組み	住家の被害認定調査の迅速化などの運用改善や、発災時に対応すべき事項について、平常時に検討しておく。また、応急仮設住宅等の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急的な修理の促進方策及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択

		肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などの要配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討する。
10	被災者の生活支援に向けた取り組み	避難所から仮設住宅などに、被災者の生活環境が大きく変化することにより生じる各種課題に対応し、被災者が安心した日常生活を営むことができるよう、見守りや、日常生活上の相談支援、生活支援、住民同士の交流の機会等の提供を図る。

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 治安悪化

被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化

	対応方策	内容
1	被災による警察機能低下の回避	被災による警察機能の低下防止に向け、警察施設の耐災害性の向上や装備資機材の充実強化を図るとともに、実災害を想定した実戦的な訓練や関係機関との合同訓練の実施による災害対処能力の向上、防災関係機関等相互の連携を強化し、治安の悪化に対応する体制づくりを進める。

3-2 交通事故多発

信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

	対応方策	内容
1	交通渋滞・交通事故の回避	信号機の幻滅した交差点に警察官を配置し交通事故の回避を図る必要がある。

3-3 行政機能大幅低下

町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

	対応方策	内容
1	災害対策本部の体制整備等	災害応急対策期における災害対策機能を継続させるため、停電や断水を想定し必要な対策の検討を進める。
2	防災拠点の耐震化	災害時に防災拠点となる庁舎等について、被災による行政機能の低下を招かないよう、耐震化及び老朽化対策等の必要な改修、修繕に取り組む。
3	学校施設の耐震化	個別施設計画に基づく教育施設の適切な長寿命化の改修に取り組む。
4	避難所での電力の確保	計画的に避難所としての機能強化改修に取り組む。
5	被災による機能低下の回避	大規模災害発生時における災害対策活動に加え、通常業務のうち継続又は早期復旧の必要のある業務を、非常時優先業務として実施する態勢を確保するため、業務継続計画（BCP）の実行性を確保していく。
6	外部からの支援による業務継続体制の強化	職員の不足に対応するため、地方公共団体間の相互応援協定の締結等、外部からの支援受入れによる業務継続体制を強化する対策に取り組む。
7	町民による自発的な防災活動の促進	大規模災害時には公助のみでは対応が困難なことも想定し、町民の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する。

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 通信インフラ停止

防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

	対応方策	内容
1	長期電源途絶時における情報通信システムの機能維持	庁舎等の自家用発電機の燃料タンク容量増加等の整備を行う等、長期電源途絶時における、庁舎等の災害対応機能を強化し、情報通信システムの機能を維持する。

4-2 必要情報の伝達不能

災害情報が必要な者に伝達できない事態

	対応方策	内容
1	情報収集手段及び情報提供手段の多様化・確実化	非常時の通信手段となる防災行政無線の適正な維持管理及び町民の皆さんの迅速な避難行動を促すため、行政メールやSNS等情報提供手段の多様化等を進める。
2	救助機関の災害対応力強化	大規模災害を想定した広域的な訓練を実施し、総合的な防災力の強化を進める。
3	情報通信機能の耐災害性の強化	通信インフラ等が被害を受けないよう関係機関と連携し洪水対策・土砂災害対策等を進める。

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 企業等の生産力低下

サプライチェーンの寸断等による企業生産力低下

	対応方策	内容
1	企業における事業継続計画(BCP)策定の促進	事業者等における自主的な防災対策を促すため、三重県等と連携して、事業継続計画等の策定を促進する。
2	インフラの整備・保全	道路の防災対策や無電柱化、洪水・土砂災害・風水害対策、施設の老朽化対策等、地域計画に基づく取り組みを着実に推進する。

5-2 企業等のエネルギー停止

エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

	対応方策	内容
1	企業における事業継続計画(BCP)策定の促進	事業者等における自主的な防災対策を促すため、三重県等と連携して、事業継続計画等の策定を促進する。
2	燃料供給ルート(陸路)の確保	災害発生時に人員や物資などの緊急輸送に係る交通(輸送)が確保されるよう、緊急輸送道路等の整備及び橋梁耐震化を引き続き推進してもらうよう働きかけを図る。また、迅速な道路啓開を展開できる態勢を確保するとともに、被災した公共土木施設に対する応急復旧態勢を強化する。さらに発災後でも社会経済活動を機能不全に陥らせないために、高規格幹線道路及び県管理道路等の整備推進などを働きかける。
3	ライフラインに係る防災対策の推進	災害時における地域のエネルギー拠点となるサービスステーション・LPガス中核充填所の災害対応力の強化を訓練等を通じて促進する。

5-3 産業施設損壊

重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

	対応方策	内容
1	石油タンク等の耐震改修の促進	石油タンク等の耐震基準への適合率を高めるため、耐震改修を促進する。

5-4 輸送停止

基幹的陸上輸送の機能の停止による物流・人流への甚大な影響

	対応方策	内容
1	発災後の経済活動の機能不全を防ぐ道路ネットワークの整備	緊急時の救助・救援、災害の復旧・復興を担うとともに、発災後でも地域産業・経済活動を支える基盤となりうる、町道等の整備促進を図るとともに、高規格幹線道路や直轄国道、県道と一体となった道路ネットワークの形成に向け、町管理道路の早期共用に向けた取り組みを進める。また、災害発生時に人員や物資などの緊急輸送に係る交通(輸送)が確保されるよう、緊急輸送道路等の整備及び橋梁耐震化、法面对策、無電柱化等を推進するとともに、緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化を促進する。さらに、高規格幹線道路や直轄国道、地域高規格道路等の未事業化区間の早期事業化を図る。
2	鉄道施設の耐震対策などの推進	災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるように、鉄道施設の耐震対策を推進する。
3	的確な交通情報の提供	万一の交通遮断時にも甚大な影響を回避するため、現在の運行状況、通行止め箇所や今後の開通見通しに関する情報を適時、的確に提供する。
4	幹線交通分断の回避	幹線交通の分断を回避するため、老朽化対策、道路啓開の計画策定、道路等啓開に係る連携強化、農道その他迂回路となりうる道の情報把握と共有、交通安全施設等の整備等、地域計画に基づく取り組みを進める。

5-5 食料不足

食料等の安定供給の停滞

	対応方策	内容
1	食品産業や関連産業事業者(運輸、倉庫等)との協力体制の拡大	災害時における広域連携・支援体制を確立するため、食品産業事業者や関連事業者(運輸、倉庫等)との協力協定の締結・拡充を進める。

2	農業に係る生産基盤等の災害対応力強化	想定される大規模災害に備え、被災農地の早期復旧と営農再開に向けた対策を講じた三重県農業版BCPの策定を進める。また被害を及ぼすおそれのある土地改良施設について、必要な機能保全対策等を行う。
---	--------------------	--

5-6 異常渇水で生産活動の水不足

異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

	対応方策	内容
1	水道事業者間における連携の強化	大規模地震による被害を最小限に留めるよう、上水道施設の耐震化を進めるとともに町と水道事業者間の連携を進める。
2	水道施設の機能強化	老朽化が進む上水道、農業水利施設において、長寿命化も含めた戦略的維持管理と機能強化を進める。

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 電気、ガス、石油停止

電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

	対応方策	内容
1	発電所・送電線網等の災害対応力の強化	災害時におけるライフライン機能の維持確保、早期復旧を図るため、ライフライン関係機関(電力、ガス、水道)との間で、各機関の災害対策について情報の共有を図る。
2	災害からライフラインを守る事前伐採の推進	倒木による電線等の寸断を未然に防止するために、県や電力会社等と連携して、災害からライフラインを守る事前伐採に取り組む。

6-2 上下水道の停止

上水道等の長期間にわたる供給停止

	対応方策	内容
1	上水道施設の耐震化等	上水道施設の耐震化を進めるとともに、町と水道事業者間等との連携による人材やノウハウの強化等を進める。
2	広域的な応援体制の整備	大規模災害時に速やかに復旧するために広域的な応援体制を整備、拡充する。
3	上水道施設の洪水対策等	上水道施設が被害を受けないよう洪水対策等を進める必要がある。

6-3 下水道の機能停止

下水道等の長期間にわたる機能停止

	対応方策	内容
1	下水道施設の耐震化対策	大規模地震による被害を最小限に留めるよう、下水道施設の耐震化を進める。
2	下水道施設の老朽化対策	老朽化が進む下水道施設において、長寿命化も含めた戦略的維持管理と機能強化を進める。

6-4 交通インフラ機能停止

交通インフラの長期間にわたる機能停止

	対応方策	内容
1	必要なインフラの整備・保全	災害発生時には地域交通ネットワークが分断されるおそれがあることから、輸送ルートを確保するため、道路の無電柱化、地震・洪水・土砂災害・風水害・雪害対策、施設の老朽化対策等を着実に進める。
2	道路啓開態勢の整備	発災後、地域交通ネットワークの途絶からの復旧のための迅速な道路啓開の展開に向けて、国・県・建設企業と連携した訓練の実施や道路啓開基地の整備等の充実を図る。

6-5 防災インフラ機能不全

防災インフラの長期間にわたる機能不全

	対応方策	内容
1	必要なインフラの整備・保全	大規模地震想定地域等における防災インフラについては、計画的かつ着実に耐震化・液状化対策等を進めるとともに、河川において、堤防の嵩上げ、水門等の自動化・遠隔操作化の整備を進める。
2	緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)との連携	大規模災害時に防災インフラを速やかに復旧するために、広域的な応援体制、地域建設業等の防災・減災の担い手確保、TEC-FORCEとの連携強化、迅速な応急・災害復旧のための研修や講習会の開催、技術支援等を進める。

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 地震で大火災

地震に伴う市街地等の大規模火災の発生による被害の拡大

	対応方策	内容
1	交通渋滞の回避	大規模災害発生時に、停電による信号機の停止が原因で発生する渋滞を回避する。
2	住宅・建築物等の耐震化	住宅・建築物の耐震化については、所有者の耐震化の必要性に対する認識を高めることや、住宅や耐震診断義務付け対象建築物の耐震改修等に対する支援を行うなど耐震化を促進する。
3	水道の耐震化等	大規模地震による被害を最小限に留めるよう、更新計画に基づき水道施設耐震化を進める。
4	災害対策本部における体制の確保・強化	避難行動の遅れ等による人的被害を最小限に抑えるための情報収集・伝達を行うことができるよう、災害対策本部における体制の確保・強化を図る。
5	災害対応機関等の対応能力向上	救助機関と相互の連携を強化し、実践的な訓練の実施、防災関係機関等相互の連携強化、装備資機材の整備により災害対応能力の向上を図る。

6	広域的な連携体制の構築	災害対応機関等との連携強化を推進することにより、大規模火災発生時の応急体制の充実を図る。
---	-------------	--

7-2 建物倒壊で交通麻痺

沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞及び交通麻痺

	対応方策	内容
1	沿道の建物倒壊対策	沿道の建築物で、大規模地震時に倒壊した場合にその敷地に接する道路の通行を妨げ、不特定多数の者の円滑な避難を困難とする可能性のある建築物について、耐震化を促進する。
2	住宅・建築物等の耐震化	住まいとまちの安全性を高めるために、倒壊のおそれのある昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅について、耐震診断の受診を促進するとともに、耐震性が不足する場合は、耐震改修のための設計・工事や除去工事への支援として、住宅・建築物安全ストック形成事業、木造住宅耐震耐震補強等事業、空き家対策総合支援事業を推進する。また、不特定多数の者が利用する施設や物販店舗等の大規模建築物について、県と連携し耐震化を進める。
3	交通渋滞の回避	大規模災害発生時に、停電による信号機の停止が原因で発生する渋滞を回避する。
4	沿道構造物の倒壊防止等	沿道の住宅・建築物の倒壊に伴う道路の閉塞以外に、交差・隣接する土木構造物の倒壊や、ブロック塀等の倒壊、沿道宅地の崩壊、電柱等道路占用物の倒壊によって道路が閉塞することもあり、これらの耐震化又は除去を進める。
5	狭あい道路の整備促進	大規模火災時の延焼防止や消防車両等の通行確保を図るために、狭あい道路の拡幅整備等を進める。

7-3 ため池、防災インフラの損壊等

ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂による被害の拡大

	対応方策	内容
1	ため池の耐震化等	ため池の耐震調査及び耐震工事を行う。
2	土砂災害警戒区域等の指定	県の行う土砂災害警戒区域等の指定に基づき、警戒避難体制の整備を進める。

7-4 有害物質の流出

有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大

	対応方策	内容
1	有害物質の流出対策等	有害物質の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止する取り組みを進める。

7-5 農地等の荒廃

農地・森林等の被害による荒廃

	対応方策	内容
1	農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理	農業用施設等の耐震化整備を推進するとともに、農地の保全及び遊休農地を未然に防止するため地域資源の適切な保全管理を推進する。
2	土砂災害防止対策等の推進	土砂災害発生後の再度災害防止対策の実施や、大規模地震発生後の計画避難体制の構築及び迅速な復旧に向け、先進技術の活用を図る。
3	公園施設の整備・長寿命化の推進	自然環境の有する防災・減災機能を維持するため、適切な公園施設の整備・長寿命化対策を推進する。

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 災害廃棄物の処理停滞

大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

	対応方策	内容
1	災害廃棄物の適正かつ迅速	発災後の災害廃棄物処理を適正かつ迅速に行うため、災害廃棄物処理計画について、国の指針に沿った見直しを行い、関係機関

	な処理	等との連携体制整備、有害廃棄物等の処理困難廃棄物への対応方法の取り組みを進める。
2	ごみ焼却施設等の災害対応能力強化の促進等	迅速かつ的確な災害廃棄物の処理を実施できるよう、災害対応力強化の促進を図る。

8-2 復興人材不足

復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復興が大幅に遅れる事態

	対応方策	内容
1	建設業界との応急復旧態勢の強化	協力協定締結業者と道路啓開を迅速に展開できる態勢の充実を図るための訓練を実施し、発災時に適切な行動がとれる態勢を整える。
2	緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)との連携	国の緊急災害対策派遣隊であるTEC-FORCEとの連携強化を推進することにより、復旧を迅速に行える応急態勢の充実を図る。
3	地域のコミュニティ力の向上等	農林水産業も含めた地場産業を構成する事業者等のBCPの策定や将来の担い手育成など地域のコミュニティ力を高める取り組みを進め、万一の際も、現在よりも良い形で復興させていくことができるよう、「地域コミュニティの再生」を見据えた平時からの環境づくりに取り組む。
4	復興の事前準備	被災後、迅速かつ的確に復興計画等を策定できるよう、地域防災計画に基づき、復興に関する体制や手順、課題の把握等の復興事前準備を進める。
5	復興に向けた人材の確保	復興の基盤整備を担う建設業の人材を育成するとともに、次世代の担い手が復興事業を円滑に実行できる環境を整える。
6	災害に対応できる人材の育成	大規模災害の経験や教訓を現場に生かす専門的研究とその成果を現場に生かしていく人材育成等を進める。
7	被災者の生活再建に向けた支援	平時から機能する地域コミュニティの拠点を構築していくとともに、地域の活動組織により地域住民同士の絆を強めていくように取り組む。

8-3 地盤沈下等で浸水被害

地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害等の発生により復興が大幅に遅れる事態

	対応方策	内容
1	浸水対策、流域減災対策	河川堤防等については、災害時の被害軽減を図るため必要な対策を実施する。
2	緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)との連携	国による地方公共団体等への支援を円滑に受け入れるため、広域的かつ実践的な訓練の実施による防災力の強化や、TEC-FORCEとの連携強化を進める。

8-4 文化の衰退、損失

貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

	対応方策	内容
1	コミュニティ力を強化するための支援	地域づくりやコミュニティ力を強化するための取り組みとして、ハザードマップの作成、防災訓練等、防災の取り組みを充実させ、関係機関が連携しながら支援する。
2	文化財の耐震化等、グリーンインフラの整備推進	文化財及びその収蔵施設等の耐震化、防災設備の整備等を進める。また、生活や文化の背景にある環境的資産を健全に保ち、耐災害性を高める。この際、自然環境の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能を生かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取り組みを推進する。

8-5 仮設住宅等の整備遅れ

事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

	対応方策	内容
1	建設業における人材の確保及び燃料供給のサプライチェーンの維持	復興に向けた仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備に重要な役割を担う建設業においては、若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等により、担い手不足が懸念されるため、担い手確保・育成の観点から労働環境の改善等を図る。また、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備及び稼働に必要な燃料供給のサプライチェーンの維持のため、いわゆるSS過疎地※の予防などに向けた対策支援に取り組む。 ※SS過疎地 市町村内のSS(ガソリンスタンドサービスステーション)数が3か所以下の市町村
2	復興の事前準備	被災後、迅速かつ的確に復興計画等を策定できるよう、地域防災計画に基づき、復興に関する体制や手順、課題の把握等の復興事前準備を進める。

8-6 風評被害等で大量の失業倒産

風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による町内経済等への甚大な影響

	対応方策	内容
1	災害発生時の被災地外に向けた情報発信	災害発生時において町内外に正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、情報発信経路をシミュレーションする。
2	失業対策等	国による各種給付金や貸付金制度の活用等を提供できる体制づくりに取り組む。

第4章 計画の推進

1 推進体制

本計画の推進については、各課等の横断的な体制のもと、国土強靱化に関する情報を共有し、強靱化施策に係る進捗状況や課題等を踏まえた計画見直しを検討するとともに、国、県、関係機関、民間事業者等と連携・協力して「強くしなやかな町づくり」に取り組む。

2 進捗管理及び見直し

本計画に基づく強靱化施策の実効性を確保するため、数値指標等を用いて強靱化施策の進捗管理を可能な限り定量的に行い、本町を取り巻く社会経済情勢の変化や本町における各種計画等との調和を勘案しつつ、PDCAサイクルによる見直しを適宜行うものとする。

第5章 資料

1 リスクシナリオ別脆弱性評価結果

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

○住宅・建築物等の耐震化

耐震診断の受診を促進するとともに、補強が必要な場合の設計・工事への支援を行う必要がある。さらに、不特定多数が利用する物販店舗、公共施設等の大規模建築物について県と連携して耐震化を進める必要がある。

公共施設については、被災による災害対策拠点や指定避難場所等としての機能の低下を招かないようにする必要がある。

○学校施設の耐震化

耐震化は改修済みですが、老朽化施設が多く個別計画に基づき長寿命化の改修を行う必要がある。

○社会福祉施設の耐震化

障がい福祉サービス施設、高齢者関係施設、児童福祉施設等の耐震化等を促進する必要がある。

○沿道構造物の倒壊防止等

沿道のブロック塀の倒壊防止、屋外広告板・窓ガラス等の落下防止等を促進する必要がある。

○交通施設の耐震化

北勢線、三岐線の利用者の安全確保するため、駅、高架橋、土木構造物などの耐震化や老朽化対策を促進する必要がある。

○無電柱化の推進

大規模地震が発生した場合、電柱の倒壊により道路交通が阻害され、避難に障害が

及ぶことが想定される。このため、道路の無電柱化を進め、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう、道路の安全性を高める必要がある。

○避難路等の整備

避難計画に基づき、避難路等の整備を行う必要がある。また、避難時に自動車を用いることができない者は、徒歩等で避難することを前提に、避難経路や移動経路の整備を行う必要がある。

○避難場所等となるオープンスペースの確保

大規模地震が発生した場合に、避難場所や活動拠点として利用できる公園等の整備及び公園施設の適切な長寿命化対策を進める。

○継続的な防災訓練や防災教育等の推進

家具の転倒防止策や身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自治会等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。

○町民による自発的な防災活動の促進

大規模災害時には公助のみでは対応が困難なことも想定し、町民の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する必要がある。

○非常備消防(消防団)の救助体制の強化、人員の確保

大規模災害時で活動するため、非常備消防の人員及び装備資機材等の充実強化を進める必要がある。

1-2 住宅地等、不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

○民間事業者等との協定締結、密集市街地の改善

民間事業者等と給水活動等についての協定の活用による水利確保や、火災予防・被害軽減のための取り組みを推進する必要がある。また、地震発生時に、建物の倒壊や火災の発生により、特に大きな被害が予測される密集市街地において、地域住民等が、建物の更新を図り、避難地、避難路、公園等の防災施設を、その地域特性に応じて整備することを促進・支援する必要がある。

○災害対応機関等の対応能力向上

救助機関と相互の連携を強化し、実践的な訓練の実施、防災関係機関等相互の連携強化、装備資機材の整備により災害対応能力の向上を図る必要がある。

○常備消防・消防団の充実強化

消防の災害対応能力強化のための施設整備及び救急搬送体制の整備等常備消防の充実強化並びに消防団の充実強化を促進する必要がある。

○狭あい道路の整備促進

大規模火災時の延焼防止や消防車両等の通行確保を図るため、狭あい道路の拡幅整備等を促進する必要がある。

1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

○河川堆積土砂の撤去

河川に堆積した土砂の撤去について、撤去必要箇所の優先度を検討し、緊急度の高い箇所から計画的に進める必要がある。

○河川の点検と対策

河川を常時良好な状態に保つために、施設の点検を行い、施設の異常に対して対策措置を講じる必要がある

○ハザードマップの作成

洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水ハザードマップや内水ハザードマップ等の更新や作成等を進める必要がある。

○町民による自発的な防災活動の促進

大規模災害時には公助のみでは対応が困難なことも想定し、町民の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する必要がある。

○情報収集手段及び情報提供手段の多様化・確実化

非常時の通信手段となる防災行政無線の適正な維持管理及び町民の皆さんの迅速な避難行動を促すため、Jアラートによる緊急情報の伝達、行政メールやSNS等情

報提供手段の多様化を進める必要がある。

○排水施設の機能確保

既存の道路側溝、農業用排水路だけでは、満足した雨水排水能力に至っていないため、雨水排水管網や雨水貯留池、雨水貯留槽の整備が必要である。

1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

○情報収集手段及び情報提供手段の多様化・確実化

非常時の通信手段となる防災行政無線の適正な維持管理及び町民の皆さんの迅速な避難行動を促すため、Jアラートによる緊急情報の伝達、行政メールやSNS等情報提供手段の多様化等を進める必要がある。

○土砂災害防止施設の整備

土砂災害が発生した場合は、人家への被害のみならず、要配慮者利用施設、避難路、避難所となる公共施設や重要交通網の機能が損なわれるおそれがあるため、砂防設備等の土砂災害防止施設の整備する必要がある。

○土砂災害警戒区域等に基づく警戒避難体制の整備

県が行う土砂災害警戒区域等の指定に基づき、警戒避難体制の整備を進める必要がある。

○町民による自発的な防災活動の促進

大規模災害時には公助のみでは対応が困難なことも想定し、町民の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する必要がある。

1-5 避難行動の遅れに伴う多数の死傷者の発生

○情報収集手段及び情報提供手段の多様化・確実化

非常時の通信手段となる防災行政無線の適正な維持管理及び町民の皆さんの迅速な避難行動を促すため、行政メールやSNS等情報提供手段の多様化等を進める必要がある。

○災害対策本部における体制の確保・強化

避難行動の遅れ等による人的被害を最小限に抑えるための情報収集・伝達を行うことができるよう、災害対策本部における体制の確保・強化を図る必要がある。

○交通渋滞の回避

発災後に発生することが想定される交通渋滞による避難の遅れを回避する必要がある。

○避難体制整備の支援

避難行動につながる情報を迅速に伝達するため、水防情報や土砂災害警戒情報の提供等による警戒避難体制整備の支援を進める。

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

○物資輸送ルート(陸路)の確保

災害発生時に人員や物資等の緊急輸送に係る交通(輸送)が確保されるよう、緊急輸送道路等に指定される各道路管理者と一体となり整備及び橋梁耐震化を推進する必要がある。

○水道施設の耐震化等

大規模地震による被害を最小限に留めるよう、水道施設耐震化を進める必要がある。

○燃料の備蓄の促進

各公共施設における燃料の備蓄や LP ガス等の活用、自家発電設備、コージェネレーションシステム等の導入を促進する必要がある。

○各家庭における備蓄量の確保

災害直後に各家庭で自活する備えとして、水や食料など個人備蓄に係る意識の浸透

と定着をめざし、啓発活動を強化する必要がある。

○交通渋滞の回避

交通渋滞により、災害応急対策等に從事する車両が避難所等に到達できない事態を回避するため、関係機関と連携した通行可否情報の収集等により、自動車の通行に関する情報を把握し、交通対策への活用を進める必要がある。また、通行止めなどの交通規制及び渋滞等の情報を自動車運転者等に提供し、混乱地域の迂回や自動車による外出を控えるよう、町民の理解と協力を促す必要がある。

○行政の食料・保存水等の備蓄

災害発生後に必要となる水や食料の備蓄を進めるとともに、事業者と物資提供の協力協定を進め流通備蓄を強化する必要がある。

2-2 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

○常備消防の充実強化

過去の災害活動から学んだ連携強化に資する様々な教訓をもとに、対策を検討し防災関係機関との連携強化を推進することにより、大規模災害時の応急態勢の充実を図る必要がある。

○災害医療の体制整備

発災時に災害拠点病院等が連携して円滑に医療を提供できる体制及び災害医療コーディネーターによる災害医療のコーディネート機能が十分に発揮されるための体制を整備する必要がある。

○消防団員等の人材育成

災害発生時に的確に対応しうる消防力の確保、強化を図るため、消防団員に対する教育訓練の実施及び自主防災組織による活動を活性化するため、地域におけるリーダーの育成を進める必要がある。

○合同訓練等の実施

地域課題や重点的に取り組むべき課題などテーマに応じた実践的な訓練を実施し、災害対応機関等の対応力向上を図る必要がある。

○住宅・建築物等の耐震化

住宅・建築物の耐震化等を進め、負傷者の発生を抑制する必要がある。

2-3 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

○災害時の石油類燃料の確保

災害時における広域連携・支援体制を確立するため、民間事業者等との協力協定の締結・拡充を進める必要がある。

また、災害時に地域の石油製品供給の拠点となる災害対応型中核給油所(中核 SS)の燃料備蓄について、石油商業組合との協定の活用により促進していく必要がある。

○災害拠点病院での電源確保

災害拠点病院が機能停止とならないよう、非常用発電装置の電源確保等の整備を促進する必要がある。

○インフラの整備・保全

エネルギー供給を支えるインフラの被災リスクを軽減するため、道路の防災対策や無電柱化、洪水・土砂災害・風水害対策、施設の老朽化対策等を着実に進める必要がある。

2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱

○インフラの整備・保全

帰宅に必要な交通インフラの復旧を早期に実施するため、道路の防災対策や無電柱化、洪水・土砂災害・風水害対策、施設の老朽化対策等を着実に推進する必要がある。

○交通渋滞の回避

交通の安全と円滑を確保するため、信号機が滅灯した交差点に警察官を配置し、交通整理を実施する必要がある。また、通行止めなどの交通規制及び情報を自動車運転者等に時機を失することなく提供し、混乱地域の迂回や自動車による外出を控えるよう町民に理解と協力を促し、交通渋滞を緩和する必要がある。

○一斉帰宅に伴う混乱の回避

鉄道・バスの運行、道路交通の現状及び見通しに関する情報、子どもの安否情報等を逐次、的確に得られる仕組みの導入や、住宅の耐震化など家族の安全を確認でき条件整備を進め、「むやみに帰宅しない」を実行することで、一斉帰宅に伴う混乱を極力回避していく必要がある。

○鉄道施設の耐震化

鉄道施設の被害を最小化するため、鉄道施設の耐震化を促進する必要がある。

2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

○適切な医療機能の提供

地域内の病院、特に災害拠点病院や災害医療支援病院等がいざというときに機能不全に陥らないように、耐震対策の実施や、医療従事者の確保に向けた取り組みを進めるとともに、電源、水、医薬品等について十分検討のうえ、平常時から確保しておく、又は確保できる体制を整備する必要がある。

また、災害時においても病院が継続して医療を提供できるよう、全ての病院がBCPの考え方に基づく病院災害対応マニュアルを整備する必要がある。

○インフラの着実な整備・保全

災害発生時に人員や物資などの緊急輸送に係る交通(輸送)が確保されるよう、緊急輸送道路等の整備及び橋梁耐震化や無電柱化を進め、迅速に道路啓開できるよう努める必要がある。また、緊急時の救助・救援を担う高規格幹線道路及び県管理道路等の整備推進などを働きかける必要がある。

○交通渋滞の回避

交通渋滞により、緊急自動車が到達できない事態を回避するため、関係機関が連携した通行可否情報の収集等を行うとともに、必要な交通規制及び渋滞等の情報を自動車運転者等に時機を失せず提供する必要がある。また、緊急通行路の確保を行い、緊急車両を優先的に通行させたり、信号機の滅灯した交差点に警察官を配置することで交通渋滞を緩和する必要がある。

○被災時の適切な活動体制の整備・人材育成

被災時に災害対策本部の下に保健医療調整本部を設置し、支援に参集した保健医療活動チーム等の派遣調整業務を行うなどにより、被災各地区の保健医療ニーズに応じた資源配分と、各保健医療活動チーム等が適切に連携して効率的に活動できる体制を構築する必要がある。

○住宅・建築物等の耐震化

住宅・建築物の耐震化や外壁・窓ガラス等の落下防止対策、家具の転倒防止対策等に取り組む必要がある。

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

○避難者の感染症対策

避難者に新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルス、O157などが広まらないよう、避難所となる施設の衛生環境を災害時にも良好に保っていく必要がある。また、避難所以外へ避難する者の発生を考慮し、正しい感染症予防の情報を浸透させる必要がある。

○下水道業務継続計画(下水道BCP)の更新、拡充

大規模災害発生時における災害対策活動に加え、通常業務のうち継続又は早期復旧の必要のある業務を、非常時優先業務として実施する態勢を確保するため、業務継続計画(BCP)の実効性を確保する必要がある。

○下水道施設の耐震化対策

大規模地震による被害を最小限に留めるよう、下水道施設の耐震化を進める必要がある。

○医療活動を支える取り組みの推進

医療活動を支える取り組みを着実に推進する必要がある。

○衛生管理に必要な物品の確保

避難所等の衛生管理に必要な薬剤や備品について、備蓄や流通事業者等との連携により、災害時に的確に確保できるようにしておく必要がある。

○住宅・建築物等の耐震化

住宅・建築物の倒壊による避難者の発生を抑制するために、住宅・建築物の耐震化を進める必要がある。

2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

○避難所における良好な生活環境の確保

避難所の良好な生活環境の確保に向けた資機材の準備を進めるとともに、老朽化対策、空調設備の整備、バリアフリー化、トイレ整備、自家発電設備など避難所としての機能を強化する必要がある。

○要配慮者への対応

一般の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れる施設となる福祉避難所とその運営体制を確保する必要がある。

○町民による自発的な防災活動の促進

大規模災害時には公助のみでは対応が困難なことも想定し、町民の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する必要がある。

○避難所における必要物資の確保

必要物資の備蓄を進めるとともに、避難所への円滑な物資輸送を実施するための体制の構築を進める必要がある。

○避難所以外での避難者に対する支援

車中など避難所以外への避難者についても、その把握や支援が円滑に行えるよう、被災者台帳作成など事前準備を進める必要がある。

○被災者のケア体制の構築

主に災害急性期亜急性期において、感染症の流行や静脈血栓閉栓症(いわゆるエコノミークラス症候群)、ストレス性の疾患が多発しないよう、また、災害亜急性期を過ぎ、復興の段階に進んだ後も、震災のトラウマ、喪失体験、将来への経済不安、人間関係やきずなの崩壊が影響を及ぼすメンタルの問題から被災者が健康を害することがないように、保健所をはじめ、医療関係者、NPO、地域住民等と連携して、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築する必要がある。

○防災拠点の耐震化

災害時に防災拠点となる庁舎等について耐震化を進め、庁舎の被災による、行政の機能の低下を招かないようにする必要がある。

○被災時の医療確保

かかりつけ医が被災した場合や広域避難時においても、他の医療機関で被災者の投薬歴等を参照し、適切な処置が行われるようにする必要がある。

○発災後の住まいの多様な供給に向けた取り組み

住家の被害認定調査の迅速化などの運用改善や、発災時に対応すべき事項について、平常時に検討しておく必要がある。また、応急仮設住宅棟の円滑かつ迅速な供給方策、住宅の応急的な修理の促進方策及び復興まちづくりと連携した住まいの多様な供給の選択肢について、生活環境やコミュニティの維持、高齢者などのよう配慮者世帯の見守り等の観点も踏まえて検討する必要がある。

○被災者の生活支援に向けた取り組み

避難所から仮設住宅などに、被災者の生活環境が大きく変化することにより生じる各種課題に対応し、被災者が安心した日常生活を営むことができるよう、見守りや、日常生活上の相談支援、生活支援、住民同士の交流の機会等を提供していく必要がある。

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化

○被災による警察機能低下の回避

被災による警察機能の低下防止に向け、警察施設の耐災害性の向上や装備資機材の充実強化を図るとともに、実災害を想定した実戦的な訓練や関係機関との合同訓練の実施による災害対処能力の向上、防災関係機関等相互の連携強化を図り、治安の悪化に対応する体制づくりを進める必要がある。

3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

○交通渋滞・交通事故の回避

信号機の滅灯した交差点に警察官を配置し交通事故の回避を図る必要がある。

3-3 町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

○災害対策本部の体制整備等

災害応急対策期における災害対策機能を継続させるため、停電や断水を想定し必要な対策の検討を進める必要がある。

○防災拠点の耐震化

災害時に防災拠点となる庁舎等について耐震化を進め、庁舎の被災による、行政の機能の低下を招かないようにする必要がある。

○学校施設の耐震化

耐震化は改修済みですが、老朽化施設が多く個別計画に基づき長寿命化の改修を行う必要がある。

○避難所での電力の確保

小中学校の体育館は避難所となっているため、蓄電池、太陽光発電等有事の際に電力を確保する必要がある。

○被災による機能低下の回避

大規模災害発生時における災害対策活動に加え、通常業務のうち継続又は早期復旧の必要のある業務を、非常時優先業務として実施する態勢を確保するため、業務継続計画(BCP)の実行性を確保していく必要がある。

○外部からの支援による業務継続体制の強化

職員の不足に対応するため、地方公共団体間の相互応援協定の締結等、外部からの支援受入れによる業務継続体制を強化する対策について取り組みを進めていく必要がある。

○町民による自発的な防災活動の促進

大規模災害時には公助のみでは対応が困難なことも想定し、町民の自発的な防災活動に関する計画策定を促進する必要がある。

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

○長期電源途絶時における情報通信システムの機能維持

長期電源途絶時における、庁舎等の災害対応機能を強化する対策について取り組みを進め、災害発生時における情報通信機能を維持する必要がある。

4-2 災害情報が必要な者に伝達できない事態

○情報収集手段及び情報提供手段の多様化・確実化

非常時の通信手段となる防災行政無線の適正な維持管理及び町民の皆さんの迅速な避難行動を促すため、行政メールやSNS等情報提供手段の多様化を進める必要がある。

○救助機関の災害対応力強化

大規模災害を想定した広域的な訓練を実施し、総合的な防災力の強化を進める必要がある。

○情報通信機能の耐災害性の強化

通信インフラ等が被害を受けないよう関係機関と連携し洪水対策・土砂災害対策等を進める必要がある。

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下

○企業における事業継続計画(BCP)策定の促進

事業者等における自主的な防災対策を促すため、三重県等と連携して、事業継続計画等の策定を促進する必要がある。

○インフラの整備・保全

道路の防災対策や無電柱化、洪水・土砂災害・風水害対策、施設の老朽化対策等を着実に推進する必要がある。

5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

○企業における事業継続計画(BCP)策定の促進

事業者等における自主的な防災対策を促すため、三重県等と連携して、事業継続計画等の策定を促進する必要がある。

○燃料供給ルート(陸路)の確保

災害発生時に人員や物資などの緊急輸送に係る交通(輸送)が確保されるよう、緊急輸送道路等の整備及び橋梁耐震化を引き続き推進してもらうよう働きかける必要がある。また、迅速な道路啓開を展開できる態勢を確保するとともに、被災した公共土木施設に対する応急復旧態勢を強化する必要がある。さらに発災後でも社会経済活動を機能不全に陥らせないために、高規格幹線道路及び県管理道路等の整備推進などを働きかける必要がある。

○ライフラインに係る防災対策の推進

災害時における地域のエネルギー拠点となるサービスステーション・LPガス中核充填所の災害対応力の強化を訓練等を通じて促進する必要がある。

5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

○石油タンク等の耐震改修の促進

石油タンク等の耐震基準への適合率を高めるため、耐震改修を促進する必要がある。

5-4 基幹的陸上輸送の機能の停止による物流・人流への甚大な影響

○基幹的陸上輸送の機能の停止による物流・人流への甚大な影響

緊急時の救助・救援、災害の復旧・復興を担うとともに、発災後でも地域産業・経済活動を支える基盤となりうる、町道等の整備促進を図るとともに、高規格幹線道路や直轄国道、県道と一体となった道路ネットワークの形成に向け、町管理道路の早期共用に向けた取り組みを進める必要がある。また、災害発生時に人員や物資などの緊急輸送に係る交通(輸送)が確保されるよう、緊急輸送道路等の整備及び橋梁耐震化、法面对策、無電柱化等を推進するとともに、緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化を促進する必要がある。さらに、高規格幹線道路や直轄国道、地域高規格道路等の未事業化区間の早期事業化を働きかける必要がある。

○鉄道施設の耐震対策などの推進

災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるように、鉄道施設の耐震対策を推進する必要がある。

○的確な交通情報の提供

万一の交通遮断時にも甚大な影響を回避するため、現在の運行状況、通行止め箇所や今後の開通見通しに関する情報を適時、的確に提供していく必要がある。

○幹線交通分断の回避

幹線交通の分断を回避するため、老朽化対策、道路啓開の計画策定、道路等啓開に係る連携強化、農道その他迂回路となりうる道の情報把握と共有、交通安全施設等の整備等を進める必要がある。

5-5 食料等の安定供給の停滞

○食品産業や関連産業事業者(運輸、倉庫等)との協力体制の拡大

災害時における広域連携・支援体制を確立するため、食品産業事業者や関連事業者(運輸、倉庫等)との協力協定の締結・拡充を進める必要がある。

○農業に係る生産基盤等の災害対応力強化

想定される大規模災害に備え、被災農地の早期復旧と営農再開に向けた対策を講じた三重県農業版BCPの普及啓発を行い、関係事業者等のBCPの策定を進める。また被害を及ぼすおそれのある土地改良施設について、必要な機能保全対策等を行う必要がある。

5-6 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

○水道事業者間における連携の強化

大規模地震による被害を最小限に留めるよう、上水道施設の耐震化を進めるとともに町と水道事業者間の連携を進める必要がある。

○水道施設の機能強化

老朽化が進む上水道、農業水利施設において、長寿命化も含めた戦略的維持管理と機能強化を進める必要がある。

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

○発電電所・送電線網等の災害対応力の強化

災害時におけるライフライン機能の維持確保、早期復旧を図るため、ライフライン関係機関(電力、ガス、水道)との間で、各機関の災害対策について情報の共有を図る必要がある。

○災害からライフラインを守る事前伐採の推進

倒木による電線等の寸断を未然に防止するために、県や電力会社等と連携して、災害からライフラインを守る事前伐採に取り組む必要がある。

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

○上水道施設の耐震化等

上水道施設の耐震化を進めるとともに、町と水道事業者間等との連携による人材やノウハウの強化等を進める必要がある。

○広域的な応援体制の整備

大規模災害時に速やかに復旧するために広域的な応援体制を整備、拡充する必要がある。

○上水道施設の洪水対策等

上水道、工業用水道施設が被害を受けないよう洪水対策等を進める必要がある。

6-3 下水道等の長期間にわたる機能停止

○下水道施設の耐震化対策

大規模地震による被害を最小限に留めるよう、下水道施設の耐震化を進める必要がある。

○下水道施設の老朽化対策

老朽化が進む下水道施設において、長寿命化も含めた戦略的維持管理と機能強化を進める必要がある。

6-4 交通インフラの長期間にわたる機能停止

○必要なインフラの整備・保全

災害発生時には地域交通ネットワークが分断されるおそれがあることから、輸送ルートを確認するため、道路の無電柱化、地震・洪水・土砂災害・風水害・雪害対策、施設の老朽化対策等を着実に進める必要がある。

○道路啓開態勢の整備

発災後、地域交通ネットワークの途絶からの復旧のための迅速な道路啓開の展開に向けて、国・県・建設企業と連携した訓練の実施や道路啓開基地の整備などの充実を図る必要がある。

6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全

○必要なインフラの整備・保全

大規模地震想定地域等における防災インフラについては、計画的かつ着実に耐震化・液状化対策等を進めるとともに、河川において、堤防の嵩上げ、水門等の自動化・遠隔操作化の整備を進める必要がある。

○緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)との連携

大規模災害時に防災インフラを速やかに復旧するために、広域的な応援体制、地域建設業等の防災・減災の担い手確保、TEC-FORCEとの連携強化、迅速な応急・災害復旧のための研修や講習会の開催、技術支援等を進める必要がある。

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 地震に伴う市街地等の大規模火災の発生による被害の拡大

○交通渋滞の回避

大規模災害発生時に、停電による信号機の停止が原因で発生する渋滞を回避する必要がある。

○住宅・建築物等の耐震化

住宅・建築物の耐震化については、老朽化マンションの建替え促進を含め、所有者の耐震化の必要性に対する認識を高めることや、住宅や耐震診断義務付け対象建築物の耐震改修等に対する支援を行うなど耐震化を促進する必要がある。

○水道の耐震化等

大規模地震による被害を最小限に留めるよう、水道施設耐震化を進める必要がある。

○災害対策本部における体制の確保・強化

避難行動の遅れ等による人的被害を最小限に抑えるための情報収集・伝達を行うことができるよう、災害対策本部における体制の確保・強化を図る必要がある。

○災害対応機関等の対応能力向上

救助機関と相互の連携を強化し、実践的な訓練の実施、防災関係機関等相互の連携強化、装備資機材の整備により災害対応能力の向上を図る必要がある。

○広域的な連携体制の構築

災害対応機関等との連携強化を推進することにより、大規模火災発生時の応急体制の充実を図る必要がある。

7-2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞及び交通麻痺

○沿道の建物倒壊対策

沿道の建築物で、大規模地震時に倒壊した場合にその敷地に接する道路の通行を妨げ、不特定多数の者の円滑な避難を困難とする可能性のある建築物について、耐震化を促進する必要がある。

○住宅・建築物等の耐震化

住まいとまちの安全性を高めるために、倒壊のおそれのある昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された木造住宅について、耐震診断の受診を促進するとともに、耐震性が不足する場合は、耐震改修のための設計・工事や除去工事への支援を行う必要がある。また、不特定多数の者が利用する施設や物販店舗等の大規模建築物について、県と連携し耐震化を進める必要がある。

○交通渋滞の回避

大規模災害発生時に、停電による信号機の停止が原因で発生する渋滞を回避する必要がある。

○沿道構造物の倒壊防止等

沿道の住宅・建築物の倒壊に伴う道路の閉塞以外に、交差・隣接する土木構造物の倒壊や、ブロック塀等の倒壊、沿道宅地の崩壊、電柱等道路占用物の倒壊によって道路が閉塞することもあり、これらの耐震化又は除去を進める必要がある。

○狭あい道路の整備促進

大規模火災時の延焼防止や消防車両等の通行確保を図るために、狭あい道路の拡幅整備等を進める必要がある。

7-3 ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂による被害の拡大

○ため池の耐震化等

ため池の老朽化により、大雨や地震などの自然災害で決壊する危険性が高まるため、ため池の耐震調査及び耐震工事を行う必要がある。

○土砂災害警戒区域等の指定

県が行う土砂災害警戒区域等の指定に基づき、警戒避難体制の整備を進める必要がある。

7-4 有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大

○有害物質の流出対策等

有害物質の大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止する取り組みを進める必要がある。

7-5 農地・森林等の被害による荒廃

○農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理

農業用施設等の耐震化整備を推進するとともに、農地の保全及び遊休農地を未然に防止するため地域資源の適切な保全管理を推進する必要がある。

○土砂災害防止対策等の推進

土砂災害発生後の再度災害防止対策の実施や、大規模地震発生後の計画避難体制の構築及び迅速な復旧に向け、先進技術の活用を図る必要がある。

○公園施設の整備・長寿命化の推進

自然環境の有する防災・減災機能を維持するため、適切な公園施設の整備・長寿命化対策を推進する必要がある。

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

○災害廃棄物の適正かつ迅速な処理

発災後の災害廃棄物処理を適正かつ迅速に行うため、災害廃棄物処理計画について、国の指針に沿った見直しを行い、関係機関等との連携体制整備、有害廃棄物等の処理困難廃棄物への対応方法の取り組みを進める必要がある。

○ごみ焼却施設等の災害対応能力強化の促進等

迅速かつ的確な災害廃棄物の処理を実施できるよう、災害対応能力強化の促進を図る必要がある。

8-2 復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復興が大幅に遅れる事態

○建設業界との応急復旧態勢の強化

協力協定締結業者と道路啓開を迅速に展開できる態勢の充実を図るための訓練を実施し、発災時に適切な行動がとれる態勢を整える必要がある。

○緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)との連携

国の緊急災害対策派遣隊であるTEC-FORCEとの連携強化を推進することにより、復旧を迅速に行える応急態勢の充実を図る必要がある。

○地域のコミュニティ力の向上等

農林水産業も含めた地場産業を構成する事業者等のBCPの策定や将来の担い手育成など地域のコミュニティ力を高める取り組みを進めるとともに、万一の際も、現在よりも良い形で復興させていくことができるよう、「地域コミュニティの再生」を見据えた平時からの環境づくりに取り組む必要がある。

○復興の事前準備

被災後、迅速かつ的確に復興計画等を策定できるよう、地域防災計画に基づき、復興に関する体制や手順、課題の把握等の復興事前準備を進めておく必要がある。

○復興に向けた人材の確保

復興の基盤整備を担う建設業の人材を育成するとともに、次世代の担い手が復興事業を円滑に実行できる環境を整える必要がある。

○災害に対応できる人材の育成

大規模災害の経験や教訓を現場に生かす専門的研究とその成果を現場に生かしていく人材育成等を進める必要がある。

○被災者の生活再建に向けた支援

平時から機能する地域コミュニティの拠点を構築していくとともに、地域の活動組織により地域住民同士の絆を強めておく必要がある。

8-3 地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害等の発生により復興が大幅に遅れる事態

○浸水対策、流域減災対策

河川堤防等については、災害時の被害軽減を図るため必要な対策を実施する必要がある。

○緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)との連携

国による地方公共団体等への支援を円滑に受け入れるため、広域的かつ実践的な訓練の実施による防災力の強化や、TEC-FORCEとの連携強化を進める必要がある。

8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

○コミュニティ力を強化するための支援

災害が起きた時の対応力を向上するためには、コミュニティ力を強化する必要がある。地域づくりやコミュニティ力を強化するための取り組みとして、ハザードマップの作成、防災訓練等、防災の取り組みを充実させ、関係機関と連携しながら支援していく必要がある。

○文化財の耐震化等、グリーンインフラの整備推進

文化財及びその収蔵施設等の耐震化、防災設備の整備等を進める必要がある。また、生活や文化の背景にある環境的資産を健全に保ち、耐災害性を高めておく必要がある。この際、自然環境の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能を生かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取り組みを推進する必要がある。

8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

○建設業における人材の確保及び燃料供給のサプライチェーンの維持

復興に向けた仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備に重要な役割を担う建設業においては、若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等により、担い手不足が懸念されるため、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る必要がある。また、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備及び稼働に必要な燃料供給のサプライチェーンの維持のため、いわゆるSS過疎地問題の解決に向けた対策に取り組む必要がある。

○復興の事前準備

被災後、迅速かつ的確に復興計画等を策定できるよう、地域防災計画に基づき、復興に関する体制や手順、課題の把握等の復興事前準備を進める必要がある。

8-6 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による町内経済等への甚大な影響

○災害発生時の被災地外に向けた情報発信

災害発生時において、町内外に正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、情報発信経路をシミュレーションしておく必要がある。

○失業対策等

国による各種給付金や貸付金制度の活用等を提供できる体制づくりに取り組む必要がある。

2 重要業績成果指標(KPI)

重要業績成果指標名(KPI)	現状値(R2)	目標値(R7)
1-1)住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生		
住宅・建築物の耐震化の促進	耐震診断 471 件 補強工事 32 件 除 却 4 件	耐震診断 516 件 補強工事 42 件 除 却 9 件
町内幼稚園・保育園、小中学校の防災教育実施割合	100%実施/年	100%実施/年
自治会、自主防災組織等年間訓練支援件数	12 件/年	18 件/年
1-2)密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生		
消防団の教育訓練実施数	1 回/年	3 回/年
町内幼稚園・保育園、小中学校の年間に行う防災教育実施割合	100%実施/年	100%実施/年
1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生		
洪水避難にかかる地区防災計画等策定に取り組む自主防災組織数	0 組織	3 組織
東員町行政メール配信サービスの登録者数(各年度9月現在)	3,212 人	3,500 人
1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生		
土砂災害にかかる地区防災計画等策定に取り組む自主防災組織数	0 組織	2 組織
農業用ため池耐震診断実施数	0 箇所	4 箇所
東員町行政メール配信サービスの登録者数(各年度9月現在)	3,212 人	3,500 人
1-5)避難行動の遅れに伴う多数の死傷者の発生		
東員町行政メール配信サービスの登録者数(各年度9月現在)	3,212 人	3,500 人
災害対策本部訓練や非常呼集訓練等の実施回数	1 回/年	2 回/年
2-1)被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止		
物資供給に関する協定締結数	6 件	10 件
2-2)自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足		
消防団の教育訓練実施数	1 回/年	3 回/年

2-3)救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶		
三岐鉄道北勢線、三岐線の老朽化対策等に協調補助する協議会数	2 協議会	2 協議会
2-4)想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者(観光客を含む)の発生、混乱		
三岐鉄道北勢線、三岐線の老朽化対策等に協調補助する協議会数	2 協議会	2 協議会
2-5)医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺		
2-6)被災地における疫病・感染症等の大規模発生		
対応避難所運営マニュアル改正数	0 件	9 件
住宅・建築物の耐震化の促進	耐震診断 471 件 補強工事 32 件 除 却 4 件	耐震診断 516 件 補強工事 42 件 除 却 9 件
2-7)劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生		
福祉避難所の確保数	16 施設	16 施設
防災上重要な公共施設(避難所 9 施設(小中学校、総合体育館)、防災拠点 1 施設(役場庁舎))の耐震化(耐震診断済の数)	90%	100%
3-1)被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化		
年末警戒実施自治会数	23 自治会	23 自治会
3-2)信号機の全面停止等による重大交通事故の多発		
道路冠水対策 排水ポンプ点検回数	4 回/年	4 回/年
3-3)町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下		
近隣市町との広域連携訓練の実施数	0 回	3 回
4-1)防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止		
無線等非常通信の点検回数	1 回/年	1 回/年
役場庁舎の自家発電機の点検回数	8 回/年	8 回/年
4-2) 災害情報が必要な者に伝達できない事態		
東員町行政メール配信サービスの登録者数(各年度9月現在)	3,212 人	3,500 人
町主催の防災関係機関及び地域と連携し実施している訓練の回数	1 回/年	2 回/年
5-1)サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下		
道路パトロール実施数	96 回/年	96 回/年
5-2)エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響		
道路パトロール実施数	96 回/年	96 回/年

5-3)重要な産業施設の損壊、火災、爆発等		
5-4)基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響		
三岐鉄道北勢線、三岐線の老朽化対策等に協調補助する協議会数	2 協議会	2 協議会
5-5)食料等の安定供給の停滞		
物資供給に関する協定締結数	6 件	10 件
耐震対策及び長寿命化を実施した揚水機場か所数	0 か所	1 か所
5-6)異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響		
三重県災害広域応援協定に基づく情報伝達訓練実施回数	1 回/年	1 回/年
6-1)電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止		
町主催の防災関係機関及び地域と連携し実施している訓練の回数	1 回/年	2 回/年
6-2)上水道等の長期間にわたる供給停止		
管路耐震適合率	76.80%	81.80%
6-3)下水道等の長期間にわたる機能停止		
三重県流域下水道災害等対策に基づく情報伝達訓練数	1 回/年	1 回/年
6-4)交通インフラの長期間にわたる機能停止		
道路冠水対策 排水ポンプ点検の実施数	4 回/年	4 回/年
6-5)防災インフラの長期間にわたる機能不全		
近隣市町との広域連携訓練の実施回数	0 回	3 回
災害時の応急措置に関する協定書の締結数	17 事業所	17 事業所
7-1)地震に伴う市街地の大規模火災の発生による被害の拡大		
消防団と自主防災組織との連携訓練の実施回数	7 回/年	12 回/年
消防団充足率	96%	98%
7-2)沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞及び交通麻痺		
住宅・建築物の耐震化の促進	耐震診断 471 件 補強工事 32 件 除 却 4 件	耐震診断 516 件 補強工事 42 件 除 却 9 件
被災建築物応急危険判定士の登録者数 ※1・2 級木造建築士、特定建築物調査員、1 級建築施工管理技士の資格が必要	16 人	16 人
被災宅地危険度判定士の登録者数	6 人	10 人
7-3)ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による被害の拡大		
農業用ため池耐震診断実施数	0 箇所	4 箇所

7-4)有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大		
7-5)農地・森林等の被害による荒廃		
耐震対策および長寿命化を実施した揚水機場か所数	0 か所	1 か所
8-1)大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態		
災害廃棄物処理に関する民間事業者との協定等締結数	0 件	3 件
8-2)復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復興が大幅に遅れる事態		
災害時の応急措置に関する協定書の締結数	17 事業所	17 事業所
応急仮設住宅建設候補地の建設可能戸数 ※地域防災計画(震災対策編)P18 理論上最大クラスの 地震における全壊・焼失棟数 600 棟 応急仮設住宅建設候補地台帳から、想定戸数を合計した 結果 763 戸の仮設住宅が建設可能 この水準を維持	763 戸	763 戸
8-3)広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態		
8-4)貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失		
防災、災害救助などの住民活動団体数 R2(防災ネットとういん、とういん無線通信ボランティア)	2 団体	3 団体
8-5)事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態		
8-6)風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による県内経済等への甚大な影響		
東員町行政メール配信サービスの登録者数(各年度9月現在)	3,212 人	3,500 人

東員町国土強靱化地域計画
(令和3～7年度)

発行月 令和3年3月

発行 東員町 政策課

〒511-0295

三重県員弁郡東員町大字山田1600番地

T E L 0594-86-2811

F A X 0594-86-2858

E-mail seisaku@town.toin.lg.jp